

平成 25 年度
第 3 回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会
議 事 概 要

日 時：平成 25 年 9 月 6 日（金）14 時 00 分～16 時 00 分
場 所：大阪府環境情報プラザ 研修室
出席者：増田部会長、石川委員、嘉名委員、谷田委員、辻本委員、花田委員、藤田委員

1 開 会

2 議事概要

会議の公開・非公開について審議した結果、原則として公開するが、事業選定にかかる審査については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため非公開とすることを決定した。

議題 1 みどりづくり推進事業（2次募集分）の審査について（資料 1）

申請のあった 2 件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに 5 点の配点で審査。

【審査基準】

- ① 適切な維持管理を継続的に実施できる計画となっているか、その体制づくりができてきているか。
- ② 緑化活動を通じた地域との交流が計画されているか。
- ③ 整備後の具体的な活用方法が計画されているか。
- ④ 整備・管理費用について十分に検証された計画になっているか。
- ⑤ その他特筆すべき内容があるか。

各審査委員の評価点の合計点数（加点項目も含む上記①～⑤の評価点合計）の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。ただし、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。審査に当たっては、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。（各委員の上記項目①～④の評価点小計の平均値が 10 点に満たないものは不採択）

申請のあった 2 件について、審査の結果、評価点の下限値以上であり、予算の範囲内であった。

議題2 「環境保全基金」及び「みどりの基金」を活用した事業について

(1)「環境保全基金」を活用した事業(資料2)

資料に基づき、事務局から環境保全基金の現況と活用状況について次のとおり報告を受け、続いて基金活用事業である「環境保全活動補助金事業」の交付要綱の改正、及び「おおさか環境賞」の新賞設置等について、事務局から提案があり、検討を行った。

○環境保全基金について

①事務局からの報告内容

- ・環境保全基金は、環境の保全に関する知識や、環境保全活動の経費に充てるために資金を積み立てることを目的として、平成2年3月に設置され、平成25年8月末現在で約18億6284万円の残高がある。
- ・基金は地域の環境保全に関する知識の普及・啓発や住民等の環境保全実践活動の支援等を継続的に行うことができるよう、安定的財源確保を目的に設置されたものであることから、原則、運用益を活用して事業を実施するものである。
- ・事業内容については、①環境教育の推進、②環境情報の普及、③地球環境の保全に係る普及、啓発活動、④地域環境保全活動の支援の4分野にかかる事業を実施している。

②委員からの質疑はなし

○「環境保全活動補助金事業」

①事務局からの説明

- ・申請団体・申請事業の有する新規性・先進性を評価の基本とするが、あわせて申請事業の発展性等の内容をより重視した補助制度として運用するため、同一の団体に対する補助期間・補助回数制限を削除するとともに、補助対象事業となる活動に対し、「成果が広く府民に還元される活動」と付記することで広域行政としての大阪府の役割を明確にする。ただし、同一の団体の同一の事業については従来どおり3回までとする。
- ・補助金交付の申請における補助対象事業の経費の内訳を明確にするため、収支予算書を変更する。

②委員の主な意見

- ・科研費のようなものは内容さえ良ければ回数に制限はないが、回数の制限をなくす弊害として、どのような申請でも通るとなれば問題ではないか。申請の上手なところにしか補助金がいなくなり、稚拙でもやる気のあるところに補助金がいなくなるのは問題ではないか。
- ・大阪府は、スタートアップとして補助したあとは自立してほしいというが、自立できる方法を示せるか。収益のあがる環境保全活動はあるか。制限を設けず、効果が発揮されていれば補助してもよいのではないか。新規の事業と継続の事業で審査の方法や評価の仕方は異なるはずであり、評価方法が検討課題となる。
- ・事業をバリエーションに応じて類型分類してはどうか。スタートアップ型と継

続型があり、さらに継続型でも同一事業を継続するものと別事業に展開するものがある。それぞれに審査基準は全て異なるはずである。また、主体を育てることと、活動を育てることは分ける必要がある。

③結果

- ・補助対象事業に「成果が広く府民に還元される」を付記することと、収支予算書の変更については、了承した。補助の制限については、大阪府として本補助事業の課題を明確にした上で、引き続き検討していくこととなった。

○「おおさか環境賞」

①事務局からの説明

- ・新たな賞『協働賞』を設け、特に協働の取組みを奨励することで、パートナーシップの構築による環境保全活動を促進したい。
- ・従来の賞の種類（大賞、準大賞、特別奨励賞及び奨励賞）から、特別奨励賞を廃止し、新たに協働賞を設ける。協働賞は大賞、準大賞及び奨励賞のうち、団体・事業者等が連携・協力して取り組んでいる活動に対し授与する。

②委員の主な意見

- ・単なる連携ではなく、連携・協働することによって、今までできなかったことができるようになった、などの事例を応募者に示してもらう必要がある。ほとんどの団体が何らかの連携をとっていると思われるので、活動実態を把握し、基準を明確にする工夫が必要。
- ・特別奨励賞を廃止する理由は何か。年々応募者が減少しているという理由で特別奨励賞を廃止するのはいかがなものか。
- ・特別奨励賞に値すると思われる活動に対しては準大賞を授与すればよいと考える。
- ・協働をしている団体から応募を受けるときは、連名で推薦書を提出してもらうべきでは。

③結果

- ・特別奨励賞の廃止については、応募者の活動内容を精査し、準大賞を授与する方向で代替を図っていく。新賞の設置については了承され、委員の意見を踏まえて今後、単なる連携でなく協働によって新たな取組みが創出されたことが把握できるような推薦様式の見直し等を事務局が行うこととなった。

(2)「みどりの基金」を活用した事業（資料3）

資料に基づき、事務局からみどりの基金の現状や現行事業の実績、課題等について報告を受け、これらを踏まえ、基金を活用した取組みの方向性について意見交換を行った。

①事務局からの説明

- ・みどりの基金は、緑化の推進及び良好な自然環境の保全を図ることを目的として昭和58年に設置されたもの。
- ・これまで、本基金を活用し、地域のモデルとなる民間施設の緑化や地域住民等に

よる緑化活動を対象とした助成事業や、地域の緑化活動を対象に樹木の苗木を配付する事業を実施。

- ・ 府民や寄附者に成果を実感してもらえる事業を推進していくため、委員から意見をいただいた。

②委員の主な意見

- ・ 基金事業の対象としては、公共用地であっても民間が緑化も管理もするというものであれば良いのではないか。
- ・ 基金の活用について、府の政策との整合性がどこまで必要なのか
- ・ 公共事業では効率性が求められるが、むしろ効率性ではカバーできないものに民間資金を使うという考え方もあるのではないか。
- ・ 府として、こういう緑化活動が出てきてほしいというものの、インセンティブとなるような事業を考えるべき。
- ・ 事業の成果を評価していくことが必要。

③結果

- ・ 課題も含めて今後の方向性をさらに整理した上で、意見をいただくこととした。

議題3 その他

事務局：今後のスケジュールについて説明

委員：異議なし

3 閉会

以上